平成２３年（再イ）第５号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方7979番地50
再生債務者　川原　真悟
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月２日まで
平成24年２月３日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第３６号
神奈川県足柄上郡大井町金子483番地５
再生債務者　菊池　武彦
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年11月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年２月３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成１７年（再イ）第３３号
三重県松阪市大津町831番地
再生債務者　池田　勲生
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年12月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年２月３日　津地方裁判所松阪支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第８０号
愛知県知立市宝１丁目14番地１
再生債務者　柴田　英昭
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第７４４号
大阪市住吉区長居東４丁目19番１―105号、前住所大阪市住吉区長居４丁目２―８―201
再生債務者　田中　敦子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第２７号
北海道恵庭市駒場町３丁目８番１号
再生債務者　鈴木　康彦
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月23日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月８日から平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号
佐賀県佐賀市南佐賀３丁目７番３号
再生債務者　竹下　　智
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月13日から平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第２３号
神戸市北区鈴蘭台北町４丁目１番１―303号
再生債務者　森田　宏治
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月７日から平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１０００１号
東京都練馬区高松２―21―17―Ⅱ105
再生債務者　清宮　賢一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月15日から平成24年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００００２号
東京都足立区足立３―13―11―1106
再生債務者　伊東　正人
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月15日から平成24年４月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１６号
千葉県船橋市新高根６丁目27番７号
再生債務者　相磯　静徳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月15日まで
平成24年１月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１００９２号
千葉県市川市香取１―15―13
再生債務者　岸田　　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月16日まで
平成24年２月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号
埼玉県熊谷市佐谷田1111番地
再生債務者　西山　秀和
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月17日まで
平成24年２月３日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（再ロ）第８号
神奈川県小田原市小八幡２丁目28番３号
再生債務者　平塚　幸夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年２月22日まで
平成24年２月１日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再ロ）第７１号
大阪府高槻市栄町１丁目２番９―206号
再生債務者　中原　祐次
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月１日まで
平成24年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第４号
熊本県熊本市新屋敷３丁目５番16号
再生債務者　早川　文乃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月１日まで
平成24年２月２日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再ロ）第４号
兵庫県赤穂市高雄1748番地
再生債務者　尼子　龍也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月２日まで
平成24年２月３日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再ロ）第３号
鹿児島県鹿児島市西陵５丁目15番１号
再生債務者　佐藤　利廣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月２日まで
平成24年２月３日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係